

吉岡町 高齢者支援ファイル

『住み慣れた地域で自分らしい
暮らしを続けるために』



コロナに負けない！
みんなで頑張りましょう！

吉岡町介護福祉課
吉岡町社会福祉協議会

【令和5年度版】

目 次

1 自分自身や近所の方、友人等のことで困ったとき

(1) 吉岡町役場	1
(2) 吉岡町保健センター	1
(3) 吉岡町地域包括支援センター	1
(4) 吉岡町社会福祉協議会	1
(5) 民生委員・児童委員	1
(6) 渋川市消費生活センター	1
(7) 吉岡町成年後見支援センター	2
(8) 22カフェ	2

2 体を動かしたい方や交流したい方

(1) 老人福祉センター	3
(2) 介護予防体操教室	3
(3) ふれあい・いきいきサロン、筋トレ	4
(4) 元気になるカフェ	4
(5) キッチンカーによる移動カフェ NEW!!	4

3 高齢者への支援

(1) 吉岡町タクシー運賃等助成事業(よしタク)	5
(2) 移送サービス	5
(3) 高齢者運転免許証自主返納者支援事業	5
(4) 自動車誤発進防止装置設置費補助事業	5
(5) 特殊詐欺対策電話機等購入補助事業	6
(6) 大人向け防犯・交通安全教室	6
(7) ひとり暮らし高齢者等の防火訪問	6
(8) 吉岡町災害時避難行動要支援者名簿登録制度 ..	6
(9) 配食サービス	7
(10) 日常生活用具給付	7
(11) ひとり暮らし保養事業	7
(12) 歳末ささえ愛事業	7
(13) ぐーちよきシニアパスポート	8
(14) 敬老祝金品の支給	8
(15) 敬老福祉大会	8
(16) 高齢者等ごみ出し支援事業 NEW!!	9
(17) 高齢者等買い物代行サービス NEW!!	9

4 介護が必要な方への支援

(1) 介護保険	10
(2) 福祉機器等貸出し事業	10
(3) 福祉車両貸出し事業	10
(4) シルバーカー購入費助成事業	10
(5) 紙おむつ購入助成事業	11
(6) 日常生活自立支援事業	11
(7) 緊急通報システム貸出	11
(8) 認知症保険加入事業	12
(9) 徘徊高齢者等検索サービス事業 (GPS機器貸し出し)	12
(10) 認知症高齢者等事前登録制度	12
(11) 思いやり駐車場	12
(12) ヘルプマーク	13
(13) 家族介護者交流事業	13
(14) 介護慰労金事業	13

5 年金・医療

(1) 老齢基礎年金	14
(2) 後期高齢者医療制度	14
(3) 国民健康保険制度	14
(4) 福祉医療制度	14

6 お仕事をしたい方や生きがいを見つけたい方

(1) シルバー人材センター	15
(2) 老人クラブ	15
(3) 認知症サポーター	15
(4) 介護予防・フレイル予防サポーター	15
(5) 吉岡町ボランティアセンター	16
(6) ハートボラカフェ	16

※※※ 本冊子の記載事業は、町内在住の方が対象です。 ※※※

1 自分自身や近所の方、友人等のことで困ったときは

(1) 吉岡町役場 * * * * *

各種公共手続きに関する相談

電話 54-3111

場所 吉岡町下野田560

開庁時間 月～金(祝祭日・年末年始除く) 8:30～17:15

(2) 吉岡町保健センター * * * * *

健康に関する相談

電話 54-7744

場所 吉岡町下野田565

開所時間 月～金(祝祭日・年末年始除く) 8:30～17:15

(3) 吉岡町地域包括支援センター * * * * *

高齢者に関わる困りごとへの相談、介護保険や色々なサービスの紹介・説明、認知症に関わる困りごとなどへの相談

電話 54-4323

場所 吉岡町南下1333-4(老人福祉センター内)

開所時間 月～金(祝祭日・年末年始除く) 8:30～17:15

(4) 吉岡町社会福祉協議会 * * * * *

生活が苦しいなどの相談、無料法律相談

電話 54-3930

場所 吉岡町南下1333-4(老人福祉センター内)

開所時間 月～金(祝祭日・年末年始除く) 8:30～17:15

(5) 民生委員・児童委員 * * * * *

地域で心配な方がいて見守りをしてほしいなどの相談(※地区の民生委員・児童委員が分からない方は吉岡町社会福祉協議会へお問い合わせください。)

(6) 渋川市消費生活センター * * * * *

悪質商法、契約や取引、製品トラブルなどに関する相談

電話 22-2325

場所 渋川市石原6-1(渋川市役所第二庁舎1階)

開所時間 月～金(祝祭日・年末年始除く) 9:00～16:00

(7) 吉岡町成年後見支援センター * * * * *

成年後見制度の利用に関する相談

※成年後見制度とは…認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分となり、自分では契約やお金の管理などが難しくなってきた方に対し、第三者が必要な契約を結んだり、財産を管理したりして本人を保護・支援する制度です。

電話 54-3930

場所 吉岡町南下1333-4(老人福祉センター内)

開所時間 月～金(祝祭日・年末年始除く) 8:30～17:15

(8) 22カフェ * * * * *

認知症に関する相談

※お茶やコーヒーを飲みながら、医療・介護の専門職や認知症介護経験者への相談や情報交換ができます。

対象 認知症の方、ご家族(どちらかが町内在住)

場所 地域福祉交流施設よしおかROBAROBA(駒寄小学校交差点西)

日時 毎月22日 13:00～15:00

申込み不要(お問い合わせは吉岡町地域包括支援センターまたは吉岡町社会福祉協議会へ)



2 体を動かしたい方や交流したい方

(1) 老人福祉センター ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

お風呂、大広間、会議室、和室、卓球台、運動マシン、マッサージ器などがあります。趣味の講座なども開催しています。

【開館時間】9:30～16:00（日・月・祝祭日・年末年始は休館日）

【お風呂】10:00～15:00

対象者 どなたでも(60歳以上は無料)
申し込み 不要
その他 送迎を希望される方はご相談ください。
問い合わせ 吉岡町社会福祉協議会（電話）54-3603

(2) 介護予防体操教室 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

健康運動指導士による運動教室を開催しています。

「はつらつ体操教室」

第1・4木曜 10:00～10:45、11:00～11:45(2部制)

「げんきアップ体操教室」

第2金曜 13:30～14:30、第3金曜 10:30～11:30

会場 老人福祉センター
対象者 65歳以上の方
申し込み 不要
その他 送迎を希望される方はご相談ください。(はつらつ体操教室のみ)
吉岡町社会福祉協議会（電話）54-3930



(3) ふれあい・いきいきサロン、筋トレ ○○○○○○○○○○○○○○○○

身近な集会施設等でお茶会、健康体操、輪投げ、歌などを行っております。

会場	各地区の集会所や集落センター
対象者	どなたでも
申し込み	不要
問い合わせ	各地区によって実施内容や日時が異なるため、詳しくは吉岡町社会福祉協議会へお問い合わせください。(電話) 54-3930

(4) 元気になるカフェ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

誰でもぶらりと立ち寄れて自由におしゃべり出来る居場所です。
【開催】 毎週木曜 10:00~12:00(祝祭日・年末年始除く)

会場	地域福祉交流施設よしおかROBAROBA(駒寄小学校交差点西) デイサービスJAげんき喫茶室(吉岡町下野田700-1)
対象者	どなたでも
申し込み	不要
問い合わせ	吉岡町社会福祉協議会 (電話)54-3930

NEW!!



(5) 元気になるカフェ TEKU TEKU ○○○○○○○○○○○○○○○○ (キッチンカーによる移動カフェ)

移動型の元気になるカフェとして、お住まいの地域にカフェカーが出向き、地域住民がお茶やコーヒーを飲みながら話す機会を増やすことを目的とした集いの場を創出します。

会場	町内の集会所や公園、イベント等の駐車スペース
開催日	不定期(開催日はその都度お知らせします)
対象者	どなたでも
申し込み	不要
その他	【出張】または【貸出】を希望される団体等にご相談ください。
問い合わせ	吉岡町社会福祉協議会 (電話)54-3930



3 高齢者への支援

(1) 吉岡町タクシー運賃等助成事業(よしタク) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○

町内を出発地又は到着地とするタクシーの利用に使える500円分の利用券を年間72枚を上限として交付しています。ただし、年度途中で申請された場合には、交付枚数が申請日に応じて月割りとなります。

対象者 70歳以上の方、19歳以上で運転免許証を持っていない方、「身体障害者手帳1級・2級」「精神障害者手帳1級・2級」「療育手帳A」のいずれかをお持ちの方

その他 利用方法や利用条件はお問い合わせください。

申し込み 企画財政課 企画室(庁舎4番窓口) (電話)26-2241

(2) 移送サービス ○○○○○○○○○○○○○○○○○○

老人福祉センターを基点として、直線距離で概ね10km以内の町内の公共機関や商店等又は近隣の病院等へ送迎しています。

対象者 交通手段のないひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等

利用料 1回あたり300円 (往復の場合は2回分)

申し込み 吉岡町社会福祉協議会 (電話)54-3930

(3) 高齢者運転免許証自主返納者支援事業 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○

運転免許証を自主返納した方に、①返納支援金5,000円(1回限り)、②運転経歴証明書の交付手数料(全額)を補助しています。

対象者 65歳以上の方

申し込み 総務課 協働安全室(庁舎2番窓口) (電話)26-2243



(4) 自動車誤発進防止装置設置費補助事業 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○

自動車誤発進防止装置を後付けにて設置した方に対し、設置・購入額の2分の1(上限額20,000円)を補助しています。

対象者 70歳以上の方

申し込み 総務課 協働安全室(庁舎2番窓口) (電話)26-2243

(5) 特殊詐欺対策電話機等購入補助事業 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

留守番電話機能等を備えた特殊詐欺等への対策機能を有する電話機又は周辺機器を購入した方に対し、購入額の2分の1(上限額5,000円)を補助しています。

対象者 65歳以上の方またはその方と同一世帯の方
申し込み 総務課 協働安全室(庁舎2番窓口) (電話)26-2243



(6) 大人向け防犯・交通安全教室 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

警察などから防犯や交通安全等についての講演を行っています。
【開催時期】 11月頃(年1回開催)

会場 老人福祉センター
対象者 概ね65歳以上の方
申し込み 吉岡町社会福祉協議会 (電話) 54-3930
(事業実施前に募集を行います。)



(7) ひとり暮らし高齢者等の防火訪問 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

消防署と民生委員・児童委員が自宅を訪問し、火災の危険箇所がないかを確認しています。
【開催時期】 11月頃(年1回開催)

対象者 概ね80歳以上のひとり暮らしの方(事前に希望調査を行います。)
申し込み 介護福祉課 介護高齢室(庁舎7番窓口) (電話)26-2247

(8) 吉岡町災害時避難行動要支援者名簿登録制度 ○○○○○○○○○○○○

地震や水害などの災害時に備えて、避難行動に不安や困難を抱える人を登録し、いざという時の安否確認や避難行動の支援、避難所での対応等に役立てています。

対象者 65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯の方、その他支援が必要とされる方
申し込み 介護福祉課 福祉室(庁舎7番窓口) (電話)26-2246

(9) 配食サービス

月曜日から金曜日までの週5回、安否確認を兼ねて昼食を宅配しています。

対象者	概ね70歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯並びに障害者
利用料	1食あたり300円
申し込み	吉岡町社会福祉協議会（電話）54-3930

(10) 日常生活用具給付 ○○○

電磁調理器、自動消火器、火災警報器、布団乾燥機を給付しています(上限額あり)。

対象者 概ね65歳以上で町民税非課税世帯のひとり暮らしの方
申し込み 介護福祉課 介護高齢室(庁舎7番窓口) (電話)26-2247

(11) ひとり暮らし保養事業 ○○○

ひとり暮らしの方同士で日帰りや一泊で出かけることにより交流を図ります。(年1回)

対象者 65歳以上のひとり暮らしの方(事業実施前に募集を行います。)
申し込み 吉岡町社会福祉協議会 (電話)54-3930

(12) 歳末ささえ愛事業 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

年末年始(12月29日と1月4日)に地域住民からの声かけ・見守りが必要な方に慰労と安否確認を行っています。

対象者 ひとり暮らしの高齢者や障害者、高齢者のみの世帯などの安否確認を必要とする方(対象者には事前に通知します。)

問い合わせ 吉岡町社会福祉協議会 (電話)54-3930



(13) めーちよきシニアパスポート ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

協賛店舗で提示すると割引やプレゼントなどの「ちょい得」なサービスが受けられます。



対象者 65歳以上の方
 申し込み 不要(65歳の方に介護保険証と一緒に郵送されます。)
 問い合わせ 介護福祉課 介護高齢室(庁舎7番窓口) (電話)26-2247

(14) 敬老祝金品の支給 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

対象年度中に一定の年齢になった方に、長寿のお祝いとして祝金や祝品をお贈りします。
 対象年度中に

- ・満80歳、満85歳になる方 10,000円
- ・満88歳、満90歳、満95歳、101歳以上になる方 20,000円と祝品
- ・満100歳になる方 50,000円と祝品

対象者 対象者には事前に通知します。
 申し込み 不要
 問い合わせ 介護福祉課 介護高齢室(庁舎7番窓口) (電話)26-2247

(15) 敬老福祉大会 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

「敬老の日」に町の文化センターへ招待し、長寿を祝しての式典、アトラクションを楽しんでいただきます。

対象者 76歳以上の方(事前に招待状をお送りします。)
 申し込み 吉岡町社会福祉協議会 (電話)54-3930





4 介護が必要な方への支援

(1) 介護保険 =====

訪問介護、デイサービス、ショートステイ、福祉用具のレンタルなど様々なサービスが受けられます。(詳しい内容を知りたい方には別冊子をお渡しします。)

対象者 65歳以上の方で要介護(要支援)認定を受けた方
申し込み 介護福祉課 介護高齢室(庁舎7番窓口) (電話)26-2247
または 吉岡町地域包括支援センター (電話)54-4323

(2) 福祉機器等貸出し事業 =====

車いすや歩行器、ベッドなど社会福祉協議会所有の器具や備品等を無料にて貸し出しています。

対象者 高齢又は身体に障害のある方、傷病のため自宅にて療養中の方等(機器によって対象者が異なります。)

申し込み 吉岡町社会福祉協議会 (電話)54-3930



(3) 福祉車両貸出し事業 =====

リフト付き自動車を無料で貸し出しています。

対象者 高齢又は障害により歩行が困難な方、肢体不自由により車いすを使用している方等

利用料 燃料代として、10円/km

申し込み 吉岡町社会福祉協議会 (電話)54-3930

(4) シルバーカー購入費助成事業 =====

シルバーカー購入費の2分の1(上限額5,000円)を助成しています。(シルバーカーの仕様に条件あり)

対象者 65歳以上で歩行に支障がある方
申し込み 吉岡町社会福祉協議会 (電話)54-3930



(5) 紙おむつ購入助成事業 =====

紙おむつ購入費(上限額10,000円)を助成しています。申請は年2回(9月、3月)となります。

対象者 在宅で、常時紙おむつを使っており、下記の要件のいずれかを満たしている方
 ・65歳以上で要介護3～5の方
 ・3歳以上で「身体障害者手帳1級・2級」「療育手帳A」のいずれかをお持ちの方

申し込み 介護福祉課 介護高齢室(庁舎7番窓口) (電話)26-2247
 (申請書の提出期間は広報でお知らせします。)

(6) 日常生活自立支援事業 =====

自分一人で契約やお金の管理などが難しくなってきた方に対し、契約支援や日常的なお金の管理を行っています。

対象者 認知症などにより判断能力が低下した方

申し込み 吉岡町社会福祉協議会 (電話)54-3930

(7) 緊急通報システム貸出 =====

携帯用のペンダント型発信機と本体を自宅に設置し、ペンダント又は本体のボタンを押すと業者に通報が行きます。通報があった場合、業者が現地へ駆けつけ、安否確認をします。また各利用者宅の指定場所にセンサーを設置し、12時間反応がない場合は業者に自動で通報が行きます。

対象者 概ね65歳以上の町内に親族がいないひとり暮らしの方で、持病や障害等により常に見守りが必要な方(※地域の民生委員・児童委員による確認が必要)

申し込み 介護福祉課 介護高齢室(庁舎7番窓口) (電話)26-2247

(8) 認知症保険加入事業 =====

在宅で暮らす認知症の方が行方不明になった時の捜索、第三者に対する不慮の事故、自分自身のケガ等に対する補償のため、保険加入の手続きを行っています。(町が契約者となり、保険に加入するため、保険料はかかりません。)

対象者 認知症等により徘徊のおそれのある方
申し込み 介護福祉課 介護高齢室(庁舎7番窓口) (電話)26-2247

(9) 徘徊高齢者等検索サービス事業(GPS機器貸し出し) =====

GPS機器を貸与し、徘徊発生時には介護者の申し出により位置情報の提供を行います。



対象者 認知症等により徘徊のおそれのある方を介護する方
申し込み 介護福祉課 介護高齢室(庁舎7番窓口) (電話)26-2247

(10) 認知症高齢者等事前登録制度 =====

行方不明になるおそれがある方の情報を群馬県警に提供し、本人保護時の身元特定に役立てることを目的としています。顔写真や身体的特徴等のほか、静脈情報の登録も行うことができます(※群馬県警と連携して実施しています)。

対象者 65歳以上の方、認知症と診断されているまたはその疑いのある方、障害等により行方不明となるおそれのある方
その他 静脈情報の登録については、①役場へ来庁するか、②吉岡町地域包括支援センター職員による訪問にて行っています。
申し込み 介護福祉課 介護高齢室(庁舎7番窓口) (電話)26-2247
または 吉岡町地域包括支援センター (電話)54-4324

(11) 思いやり駐車場 =====

様々な店舗にある専用駐車場を優先的に利用できる利用証を発行しています。

対象者 要介護1以上の方、各種手帳をお持ちで要件に該当する方
申し込み 介護福祉課 福祉室(庁舎7番窓口) (電話)26-2246
または 吉岡町社会福祉協議会 (電話)54-3930

(12) ヘルプマーク =====

援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」を交付しています。



対象者 高齢や障害等で援助や配慮が必要な方
申し込み 介護福祉課 福祉室(庁舎7番窓口) (電話)26-2246

(13) 家族介護者交流事業 =====

自宅を離れてリフレッシュしていただき介護者同士の交流を図ります。
【開催】年2回

対象者 家庭で障害者や高齢者を介護している介護者
申し込み 吉岡町社会福祉協議会 (電話)54-3930
(事業実施前に募集を行います。)

(14) 介護慰労金事業 =====

家庭で介護をしている方に慰労金を支給します。
・介護度1又は2の方を介護している方 20,000円
・介護度3の方を介護している方 40,000円
・介護度4の方を介護している方 100,000円
・介護度5の方を介護している方 150,000円

対象者 基準日(毎年1月1日)以前の1年間に於いて、要介護1以上の方を在宅で介護している方
その他 詳細については、お問い合わせください。
申し込み 介護福祉課 介護高齢室(庁舎7番窓口) (電話)26-2247
(申請書の提出期間は広報でお知らせします。)



5 年金・医療

(1) 老齢基礎年金 ~~~~~

65歳になったときから、2か月分をまとめて偶数月に年金を支給します。

対象者 保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が合わせて、120か月以上ある方

問い合わせ 住民課 保険室(庁舎3番窓口) (電話)26-2249
または 渋川年金事務所 (電話)22-1614

(2) 後期高齢者医療制度 ~~~~~

75歳以上(一定の障害がある場合は65歳以上)の方を対象とした医療制度です。

対象者 75歳以上(一定の障害がある場合は65歳以上)の方

問い合わせ 住民課 保険室(庁舎3番窓口) (電話)26-2249

(3) 国民健康保険制度 ~~~~~

75歳未満の方(他の保険制度、後期高齢者医療制度に加入している方や生活保護を受けている方は除く。)の方を対象とした医療制度です。

対象者 75歳未満の方(他の保険制度、後期高齢者医療制度に加入している方や生活保護を受けている方は除く。)

問い合わせ 住民課 保険室(庁舎3番窓口) (電話)26-2249

(4) 福祉医療制度 ~~~~~

一定の要件を満たす方に対し、保険診療にかかる自己負担分や精神通院医療費について助成する制度です。※令和5年8月から所得制限が導入されます。

対象者 ①身体障害者手帳1・2・3級、国民年金(障害年金)1級、療育手帳Aに該当する方(身体障害者手帳3級は入院費のみ助成。)
②自立支援医療受給者証(精神通院医療)をお持ちの方

問い合わせ 住民課 保険室(庁舎3番窓口) (電話)26-2249

6 お仕事をしたい方や生きがいを見つけたい方

(1) シルバー人材センター

経験を活かして働きながら地域社会の活性化に貢献します。お仕事内容は障子の張り替え、除草、清掃など様々です。働いた仕事量に応じて「配分金(報酬)」が支払われます。

対象者 60歳以上の方
その他 年会費2,700円がかかります。
申し込み 吉岡町シルバー人材センター (電話)30-5161



(2) 老人クラブ

地域の高齢者が自主的に集まり、生きがいと健康づくりのための様々な活動を行います。(地域の単位クラブによって活動内容が異なります。)

対象者 概ね60歳以上の方
申し込み 吉岡町社会福祉協議会 (電話)54-3930



(3) 認知症サポーター

認知症の方への知識と理解を持ち、地域でサポートを行います。また「元気になるカフェ」でお手伝いいただける方も募集します。

対象者 どなたでも
申し込み 養成講座を受講してください。(年1回開催)
問い合わせ 吉岡町社会福祉協議会 (電話)54-3930

認知症サポーターキャラバン
マスコット「ロバ隊長」



(4) いきいきサポーター(介護予防・フレイル予防サポーター)

介護予防やフレイル予防について理解し、地域に広めるお手伝いをします。

対象者 どなたでも
申し込み 養成講座を受講してください。(年1回開催)
お問い合わせ 介護福祉課 介護高齢室(庁舎7番窓口) (電話)26-2247

(5) 吉岡町ボランティアセンター -----

地域住民の福祉やボランティアに関する情報提供や参加の促進といった様々な支援を行い、ボランティア活動を通して住民が「まちづくり」に参加するための窓口として位置づけています。

対象者 ボランティア活動に興味のある方、活動意欲のある方
申し込み 吉岡町社会福祉協議会（電話）54－3930



吉岡町ボランティアポイント事業

町内で行うボランティア活動に対して、町がポイントを付与し、貯まったポイントに応じて様々な還元が受けられる制度です。事業に参加するためには「ボランティア会員」への登録が必要です。

対象者 小学生以上で町内のボランティアをしている方
申し込み ↓QRコードを読み取り、スマホ専用アプリをダウンロードして登録してください。



Android



iPhone

お問い合わせ 吉岡町社会福祉協議会（電話）54－3930

(6) ハートボラカフェ -----

ボランティアに携わる方やボランティアに興味のある方がほっとひといき、気軽に立ち寄れ、集まれる情報交換の場です。

【開催】毎月第2水曜 13:30～15:30（祝祭日除く）

会場 福祉交流施設よしおかROBAROBA（駒寄小学校交差点西）
対象者 ボランティアをしている方、ボランティア活動に興味のある方
申し込み 不要
お問い合わせ 吉岡町社会福祉協議会（電話）54－3930



高齢者保健福祉基本理念
『健康 助け合い 安心の吉岡』